

王滝村消防団員の任用に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、王滝村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の第3条第1項第2号のただし書きについて、必要な事項を定める。

(任用期間の特例)

第2条 2号にある46歳未満を47歳未満とする。尚、46歳に達したもので、団歴が19年未満の者は、団長が必要と認める場合に限り、この限りではない。

(内規の改正)

第3条 この内規の改正は、本部役員会で行い、村長及び役員会へ報告するものとする。

附則

1 この内規は、平成18年3月1日から施行する。